

令和2年6月13日策定
令和2年9月1日改定
令和2年10月1日改定
令和4年1月21日改定

県立かながわアートホールにおける 新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドライン

本ガイドラインは、公益社団法人全国公立文化施設協会が定めた「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（改訂版）」（令和3年10月15日）等を参考として、県立かながわアートホールとして実施すべき基本的な対策を整理し、記載したものである。

1. 基本事項

- 会場の入口及び施設内の必要な場所に手指消毒用の消毒液を設置し、利用者に利用を周知する。
- 施設内のドアノブや手すり等、不特定多数が触れる場所の消毒を徹底するとともに、施設内における換気を定期的に行う。
- 人との接触を避け、最低1m（できるだけ2m以上）の間隔を空けるよう促す。
- 正しいマスクの着用の徹底と、手洗い、うがいの励行を、職員及び利用者等に周知する。

2. 職員

- 出勤前に自宅等で検温を行い、発熱（37.5℃以上）がある場合に限らず、喉・咽頭痛などの症状がある場合は自宅待機することとする。
- 日々の健康状態の把握に努め、体調が悪いと自覚した場合や同居者等に体調不良者が発生した場合は出勤を控えることとする。
- 正しいマスク着用や手指消毒を徹底する。
- 事務室、スタッフルーム内に手指消毒用のアルコールを設置する。

3. 受付・事務所

- 受付窓口には、換気等に注意した上で、アクリル板等を設置する。
- 利用料金の授受は「コイントレー」を介して行い、直接手渡さないようにする。

4. 施設内・外

- 施設内
 - ・ 施設の開館の際には施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を徹底するとともに、施設内の換気について十分な対応をとる。
 - ・ 催事の前後及び催事の休憩中に、会場内の換気を行う。また、利用者と調整の上、催事中も定期的に適切な換気を行う。
 - ・ 当館のホール、ホワイエの空調機は「外気取り込み方式」であり、常に空調機を稼働させる。
- ホワイエ
 - ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を徹底する。
- 楽屋
 - ・ 常時換気に努める。
 - ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を徹底する。

- トイレ
 - ・ 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を徹底する。
 - ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
 - ・ ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用禁止とする。手洗い後は個人のハンカチ等を使うように徹底する。
 - ・ トイレの混雑が予想される場合、施設管理者はできるだけ間隔を明けて整列するよう表示するとともに、利用者に対して最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けた整列を促すよう要請する。
- スタジオ
 - ・ 開館前に換気し、利用者が入れ替わるたびに換気を行う。
 - ・ 利用者が入れ替わるたびにドアノブ、譜面台、椅子等の物品の消毒を徹底する。
- 見学ギャラリー
 - ・ 当面の間使用禁止とする。
- 音楽情報コーナー
 - ・ 当面の間使用禁止とする。
- 飲食施設

施設管理者は施設内の飲食事業者等に対して、次の通り感染症拡大予防対策を要請する。

 - ・ 飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が概ね 2m 以上となるよう座席を配置するよう、各店舗において席の配置を工夫するよう要請する。
 - ・ 飲食時にマスクを外す際は、会話を控えるよう周知する。
 - ・ 混雑時の入場制限を実施する。
 - ・ 施設内の換気を徹底する。
 - ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
 - ・ 飲食施設に関わる従業員は、正しいマスクの着用と手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場する。
 - ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するように努める。

5. 清掃・ゴミの廃棄

- 清掃やゴミの廃棄を行う者に対して、正しいマスクや手袋の着用の徹底を求める。

6. 主催事業

- 開演前
 - ・ 開演前の密集を避けるため、開場時間の前倒しを行う。
 - ・ 会場入口の行列は、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。
 - ・ スタッフ、出演者の検温を実施する。発熱（37.5℃以上）がある場合に限らず、喉・咽頭痛などの症状がある場合にも自宅待機とする。
 - ・ 入場時に客の体温測定を行う。
 - ・ 発熱（37.5℃以上）、喉・咽頭痛などの症状がある方、または過去 2 週間以内に感染が拡大している国・地域への渡航歴がある方、身近に感染者もしくは感染の疑いのある方がいる方は入館の自粛をお願いする掲示を行う。
 - ・ 入場時の案内の際は、正しくマスクを着用する。

- 出演者関連
 - ・ 表現上困難な場合を除き、原則として出演者に正しくマスク着用を求める。
 - ・ 入場時に出演者の体温測定を行う。
 - ・ 管楽器を使用する場合は、唾受けを利用する。
 - ・ 観覧者と接触するような演出（声援を惹起する、観覧者をステージに上げる、ハイタッチする等）は行わない。
 - ・ 舞台袖、舞台裏などの狭いスペースでの待機時には、マスクを外しての会話をしないよう求める。
 - ホール内・休憩時
 - ・ 座席はできるだけ指定席にするなどして、適切に感染症拡大予防対策が講じられるような席配置をする。
 - ・ 座席の最前列は舞台上から十分な距離を取るほか、前後左右を空けた席配置にするなど、感染症拡大予防対策を講じる。
 - ・ 会話の抑制、咳エチケットの徹底を促す。
 - ・ 休憩時のホワイエでは来場者同士の十分な距離の確保を呼びかける。
 - ・ ホワイエでの飲食は禁止とする。
 - ・ 余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑緩和に努める。
 - 終演後
 - ・ 入退場時の密集回避のため、時間差を設けての退場や退場導線の分散を行う。
 - ・ 退場後に、会場付近で人が滞留しないよう声かけをする。
7. 利用者対応＜貸館対応＞
- 別紙「県立かながわアートホールをご利用される皆様へ」を参照。
8. その他
- 催事後に利用者及び観覧者の感染が確認された場合の二次感染の拡大を未然に防止するため、来館時に県の「LINE コロナお知らせシステム」「新型コロナ対策パーソナルサポート」への登録又は利用者名、連絡先等を提出していただくことをお願いし、必要に応じて自治体等に情報提供することとする。
 - 感染者が発生した際は、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、可能な限り必要な情報を速やかに提供し、保健所の判断により消毒命令が発せられた際には必要箇所の消毒を実行する。
 - 本ガイドラインについては、「感染症対策取組書」も活用し、職員及び利用者等に周知徹底を図ることとし、ワクチン接種の有無に関わらず各自適切な対応を講じることができるよう努める。